

信州 南あいぎ村



補助事業一覧 (保存版)

令和7年4月現在
長野県 南相木村



©東京ハイジ／南相木村

信州 南あいき村

【補助事業一覧】

- ・生活 3 ページ
- ・住まい 4 ページ
- ・結婚・子育て 5 ページ～7 ページ
- ・医療・福祉 8 ページ～11 ページ
- ・農業・林業 12 ページ～14 ページ
- ・移住 15 ページ



【お問い合わせ】

・総務課、振興課

南相木村役場

〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村3525番地1

TEL 0267-78-2121 FAX 0267-78-2139

E-mail soumu@vill.minamiaiki.nagano.jp (総務課)

sinkou@vill.minamiaiki.nagano.jp (振興課)

・住民課

南相木村多機能多世代交流センター ひまわり

〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村3498番地1

TEL 0267-78-1050 FAX 0267-78-1051

E-mail jyumin@vill.minamiaiki.nagano.jp

・保育所

〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村3478番地

TEL / FAX 0267-78-2045

・教育委員会

南相木村公民館

〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村4435番地

TEL 0267-78-2433 FAX 0267-78-2477

E-mail kyouiku@vill.minamiaiki.nagano.jp

©東京ハイジ／南相木村

【生活】

事業名	内容	対象	補助率等	所管
消費者被害防止対策機器購入補助金	電話等により現金等をだまし取る特殊詐欺等による消費者被害を防止するため、自動録音機能付の電話等の購入費を補助	住民全員	購入及び設置費用の1/2（上限1万円）	総務課
村営バス料金無料事業	村営バスの無料乗車券を交付	18歳以下、65歳以上、身体障がい者手帳又は療育手帳の所有者	全額公費負担	総務課
東北信市町村交通災害共済	交通事故で死傷した場合に見舞金を支払う 【見舞金】 200万円（死亡） 2万円（傷害基礎） 2000円（入院1日あたり） 他	住民全員	全額公費負担 （毎年4月1日時点で住民基本台帳に記録されている方は、自動加入となります）	総務課
家庭用LED照明購入補助金	一般家庭におけるLED照明の購入費（5,000円以上）に対して、1世帯につき1回限り補助	住民かつ世帯員に村税等の滞納者がいない方	LED照明の購入及び交換に要する費用の1/2以内で100円未満の端数を切り捨てた額 （上限：一般住宅3万円 店舗付き住宅10万円）	総務課
自転車用ヘルメット購入費補助金	自転車用ヘルメット購入費用の一部を補助	住民全員	1個3,000円以上の自転車用ヘルメットにつき、購入費1/2を補助（上限2,000円）	総務課
生ごみ自動処理機器購入費補助金	生ごみ処理機器の購入を補助	全世帯	購入費1/2以内（上限8万円） ※購入後5年間は再補助しない	住民課
猫繁殖制限手術費補助金	飼い猫又は飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術費用を補助	住民全員	不妊手術 5,000円/回 去勢手術 3,000円/回	住民課
通勤者補助金	村外への通勤者の交通費を補助	村外の職場へ通勤している方	年間通勤日数が 220日以上38,000円～50,000円 150日以上219日まで28,000円 80日以上149日まで20,000円	住民課

【住まい】

事業名	内容	対象	補助率等	所管
合併処理浄化槽保守点検料等補助金	浄化槽の保守点検料・清掃費用を補助	浄化槽設置世帯	<ul style="list-style-type: none"> 保守点検料 保守点検費用の1/2（上限1万円） 清掃費用 清掃費用の1/2（上限2万5千円） 	住民課
合併処理浄化槽設置費用補助金	住宅に浄化槽を設置する費用を補助	村内において、住宅に浄化槽を設置しようとする方	5人槽 750,000円 6～7人槽 900,000円 8～10人槽 1,020,000円	住民課
村営住宅使用料補助金	村営住宅入居者の住宅使用料を補助	村営住宅入居者で中学3年生以下の子供がいる方 ただし、入居時に中学生である場合は対象外	出生から義務教育期間中、本来家賃から1万円を控除した額を補助。また、義務教育期間終了後2年間は2万円を控除した額、その後2年間は3万円を控除した額を補助	振興課
村産材活用住宅整備事業補助金	村産材を使用しての住宅の新築、リフォーム費用を補助	村内に自ら居住する住宅を新築する方 又は自ら居住する住宅を改修する方	1㎡あたり15,000円	振興課
住環境リフォーム助成事業補助金	村内業者が施行するリフォーム費用に対し補助	村内に住所を有し、現に居住している方	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費が100,000円以上 補助対象経費の1/2の額を補助（限度額500,000円） 	振興課
南相木に住みたい若者住宅整備奨励補助金	対象住宅の、新築・増築・改築費用に対し補助	申請時に満50歳未満であり、10年間居住を確約できる方	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積70㎡以上200㎡以下で、住宅金融支援機構融資住宅基準等に適合した防寒住宅であること 補助額300万円 なお、完成時に同居する15歳未満の子供がいる場合には、子供1人につき100万円を加算（補助額併せ限度額500万円） 増築・改築は事業費500万円以上が対象 	振興課
高齢者にやさしい住宅改良促進事業	日常生活をできるかぎり自宅で営むことができるようにするための住宅改良への相談・助言及び補助（1世帯1回限り）	65歳以上で介護保険法により認定を受けている方、身体障害者手帳1～3級を所持している方、村長が必要と認め前年度の所得税額が8万円以下の世帯	基準額90万円 ※個人負担額の詳細は住民課へお問い合わせください	住民課

【結婚・子育て】

事業名	内容	対象	補助率等	所管
結婚祝金	村内在住者が婚姻した際に祝金を交付	申請後10年以上居住を確約できる夫婦	1組につき20万円	住民課
結婚新生活支援事業	婚姻に伴う住宅取得費用等を補助	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得500万円未満の方	婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用(上限額) 1世帯当たり夫婦共に29歳以下：60万円 30～39歳：30万円	住民課
後継者に配偶者を紹介した場合の褒賞金支給事業	村内に在住する後継者に配偶者を紹介した場合に褒賞金を支給	紹介者	1組につき20万円	住民課
不妊治療助成事業	不妊治療の経費に要する医療費の一部を助成	村内に居住し、交付申請日の1年以上前から引き続き住民票があり婚姻している夫婦	医療費自己負担額で上限30万円	住民課
出産・子育て応援給付金	妊娠及び出産の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、妊娠及び出産時にそれぞれ給付金を支給	村内に住所を有する者で、令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦及び出生した児童を養育する方	妊娠時に5万円、出産時には出生した児童1名につき5万円	住民課
妊婦検診受診票発行事業	妊婦の健診費用の一部を助成(受診票の発行)	村内に居住し母子手帳を交付された妊婦	妊婦健診費用の合算額で上限127,740円	住民課
助産費特別給付金	助産に係る費用を助成	出産時において村内に住所を有している方	出産児1人に対して30万円	住民課

事業名	内容	対象	補助率等	所管
乳児1か月・3か月健診・産後健診受診券発行事業	乳児1か月・3か月健診・産後2週間・4週間健診費用を助成（受診券発行）	乳児と産婦	乳児6,040円、産婦1回5,000円	住民課
新生児聴覚検査受検票発行事業	新生児に行う聴覚検査費用を助成（受検票の発行）	新生児の保護者	対象児1人につき1回5,000円	住民課
おひさまひろば	月2～3回程度、未就園児親子が保育所で学習会や交流、食事会等を行う 妊婦さん向けの教室も兼ねる	未就園児と養育者	無料	住民課
チャイルドシート購入費補助金	チャイルドシート購入費を補助（購入後1か月以内に申請すること）	乳幼児と養育者	購入費の1/2以内（上限3万円）	住民課
未満児保育料減免	多子世帯の未満児保育料を減免	保育所に入所した児童の保護者又は扶養義務者	第2子：保育料1/2 第3子：保育料無料 （同一家庭において複数の児童が同時に入所した場合）	住民課
学校給食費支援制度	学校給食費の無償化	南相木小学校児童 保護者	給食費全額無償	教育委員会
小学生海外研修事業	パスポートの取得や事前学習からオーストラリアでのホームステイ（1週間）を通して、主体的に考え行動し国際社会に対応できる児童を育成	南相木小学校6年生 （5・6年生合同実施の場合あり）	渡航費・滞在費等の費用を補助	教育委員会
スケートセンター利用補助	松原湖スケートセンター利用料の補助	小学生とその保護者	利用料の1/2	教育委員会

事業名	内容	対象	補助率等	所管
児童クラブ	家庭の事情により児童が下校した時家族が留守などの児童に対して、放課後安全・安心に過ごせる遊びと生活の場を提供	保護者の家庭外労働等で、下校した時家族が留守の児童	無料	住民課
小・中学校卒業祝金	卒業時にかかる経費等に対して祝金を交付	小・中学校卒業の対象となる子と養育者	対象児1人につき3万円	住民課
小・中学校等及び高等学校等入学祝金	進学時にかかる経費等に対して祝金を交付	小・中学校等及び高等学校等入学の対象となる子と養育者	対象児1人につき10万円	住民課
高校生等通学費補助事業	通学で利用する鉄道の通学定期券購入に対する補助	高等学校等に通学する学生と養育者	通学定期券購入費用の8/10	住民課
高校生等海外研修事業	現地での語学研修、現地の人々との交流や異文化体験を通じて、豊かな国際感覚と日本人としての自覚と責任を身につけ、グローバル社会に対応できる人材を育成	南相木村に在住する高校生等	渡航費・滞在費・研修費に係る費用の1/2	教育委員会
奨学資金貸与事業	経済的理由により修学困難な方に対して奨学金を貸与	高等学校以上の学校に就学を希望しているが、経済的理由により就学困難な方	高校生：月額3万円（上限） 大学院生・大学生・短大生・専門学校生・海外留学生：月額6万円（上限）	教育委員会
奨学金等返済支援制度	奨学金返済の補助	大学等に在学中に奨学金等の貸与を受け、現在南相木村に居住していて、引き続き居住する意思のある方	奨学金の返済額の2/3（千円未満は切捨て）	教育委員会

【医療・福祉】

事業名	内容	対象	補助率等	所管
新型コロナワクチン接種補助金	新型コロナワクチン接種の費用を補助	住民全員	接種費用全額補助（1年度につき1回限り）	住民課
インフルエンザ予防接種実施事業	インフルエンザの予防接種の費用を補助	住民全員	村診療所で接種の場合の個人負担額 0～18歳・65歳以上：無料 それ以外：1,000円 村外医療機関受診の場合の補助 小学生以下：2,000円（2回まで） 中学生・高校生：2,000円 18歳以上65歳未満：1,000円 65歳以上：全額	住民課
福祉医療費給付事業	医療費を助成	18歳以下、妊婦、障がい者、母子父子家庭、寡婦、非課税世帯の世帯主、非課税世帯の60歳～74歳	寡婦、60～74歳の非課税世帯の個人負担額： 医療機関等1回につき医療費の1/10 上記以外の個人負担額： 医療機関等1回につき300円 （※R7.8.1～ 18歳以下は個人負担なし）	住民課
人間ドック検査費用補助金	人間ドックの検査費用を補助	満40歳以上の方	日帰り及び1泊2日の基本検査料（上限25,000円） 簡易ドックは費用の3/10（税を除く）	住民課
PET/CT検査費用補助事業	PET/CT検査費用を補助	満40歳以上の方	5万円（5年に1回限り）	住民課
脳ドック検査費用補助金	脳ドックの検査費用を補助	満40歳以上の方	上限25,000円（簡易は15,000円） （5年に1回限り）	住民課
胃検診（胃内視鏡検査）助成事業	指定医療機関での胃カメラ検診費用を助成	満40歳以上の方	7,600円	住民課

事業名	内容	対象	補助率等	所管
胃検診（胃バリウム検査）助成事業	指定医療機関での胃バリウム検診費用を助成	50歳以上79歳以下の方	3,000円	住民課
歯周病健康診査費用受診券発行事業	歯周病健診費用を補助	満20歳及び30歳以上満70歳以下の5歳ごと節目年齢の方、及び妊婦	全額公費負担（3,000円/回）	住民課
風しん抗体検査予防接種補助	風しん抗体検査及び予防接種費用を補助（クーポン券の発行）	風しん抗体検査：S37年4月2日生～S54年4月1日生の男性 予防接種：抗体検査を受けた方で、抗体がなかった方	無料（令和6年度末で終了）	住民課
造血細胞移植後のワクチン再接種費用補助	骨髄移植などによる20歳未満の免疫消失者に対するワクチンの再接種費用助成	ワクチンの再接種が必要と医師が認めた方（20歳未満）	村が県医師会と締結する契約において定める金額を上限とする	住民課
骨髄ドナー助成事業	ドナー及びドナーが勤務する事業所に対し助成	<ul style="list-style-type: none"> ドナー 骨髄等を提供した日において、村内に住所を有する方 事業所 ドナーが勤務する事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ドナー 骨髄等の提供に係る最終合意後に入院・通院等した日数×2万円（10日を上限） 事業者 ドナーが骨髄等の提供に係る最終合意後に入院・通院等した日数×1万円（10日を上限） 	住民課
日中一時支援事業	日中、ショートステイ事業所等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他村長が認めた支援を行う	日中において看護する方がいない等、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等	事業費から利用者負担額（村民税非課税者は0円、それ以外の方は事業費の1/10）を除いた額	住民課
通所サポート事業	障害者等が村外の通所施設に通所する際に鉄道を使用した場合の交通費の一部を補助	村内に住所を有する障害者等で、村外の通所施設に通所している方	小海駅から当該通所施設の最寄り駅までの往復鉄道運賃の1/2	住民課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行う	村内に住所を有する障がい者等であって、移動の支援の必要があると村長が認めた方	事業費から自己負担額（生活保護適用者は0円、住民税非課税者は事業費の5/100、それ以外の方は事業費の1/10）を除いた額	住民課

事業名	内容	対象	補助率等	所管
障がい者の福祉サービス事業	村が社会福祉協議会へ委託し、障がい者及び障がい児が居宅において必要な入浴・家事等のサービスを供与する	身体・精神等の障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者であり、福祉サービスを必要とすることを村長が認められた方	デイサービスセンターでの入浴 施設利用料：500円 往復送迎費：100円 自宅訪問の利用料（1時間当たり） 生活保護世帯：0円 所得税非課税世帯：200円 所得税課税世帯：400円 （ただし、食材費等の実費は全て利用者負担）	住民課
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用の支援	判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者	村長申立の要請及び申立費用（審判決定により自己負担の場合も有り） 成年後見人等の報酬（上限3万円/月）	住民課
心身障がい児（者）タイムケア事業	心身障がい児（者）が一時的に介護を必要とする場合に、登録介護者に介護委託を行う	村内に住所を有する在宅の心身障がい児（者）及びその家族	事業費の全額（ただし、飲食物費その他の実費は全て利用者負担）	住民課
自動消火装置設置事業	ガスコンロの上に自動消火装置を設置	一人暮らしの高齢者、障がい者等	全額補助	住民課
補聴器購入費補助事業	聴力機能の低下によりコミュニケーションがとりにくい方の積極的な社会参加を促すため、補聴器の購入に要する費用を補助	村内に住所を有し、現に居住しているかつ、聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方で、補聴器を必要とする方	補聴器購入費の1/2以内（上限5万円）	住民課
福祉機器貸与事業	日常生活において必要な福祉機器（介護用ベッド、車椅子など）を貸与	介護保険法の規定により保険給付の対象とならない高齢者・障がい者等、又は概ね65歳以上で、介護状態になる恐れのある高齢者、病気等で在宅療養が必要な方（している方）	利用する機器により100～1,000円/月	住民課
家庭介護用品支給事業	在宅で介護している家族等に介護用品引換券（1枚1,000円）を発行して介護用品（紙おむつ、尿取りパットなど）を支給	村内に住所を有しかつ居住する要介護1～5の方を在宅で介護している家族等	75,000円/年（75枚）	住民課
食の自立支援事業（配食サービス）	訪問による食事の提供、安否確認、在宅での自立支援を行う。月曜日から土曜日の週6日で昼食と夕食を提供（利用者が回数を選択可能）	概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみ世帯、障がい者であって調理が困難と認められる方	個人負担額 昼食：1食300円（住民税非課税世帯200円） 夕食：1食450円	住民課

事業名	内容	対象	補助率等	所管
高齢者祝金支給事業	高齢者の長寿を祝福するとともに、敬老の意を表するため祝金・記念品を支給	村内に住所を有しかつ居住している方で喜寿（77歳）・米寿（88歳）・白寿（99歳）・100歳の方及び80歳以上の高齢者	喜寿：5,000円＋記念品 米寿：10,000円＋記念品 白寿：20,000円＋記念品 百歳：30,000円＋記念品 80～89歳：8,000円 90歳以上：10,000円 101歳以上：15,000円	住民課
緊急通報システム事業	急病や災害時の緊急通報による支援や24時間の安否確認の実施	概ね65歳以上のみの高齢者世帯等	1,000円/月（非課税世帯500円）	住民課
家庭介護者慰労金支給事業	在宅で重度要介護者（要介護3～5及び重度心身障害者）又は軽度要介護者（要介護1～2）を介護している方又は介護していた方に対して慰労金を12月に支給	基準日（11月1日）より前1年の間に要介護者等を在宅で介護していた方	重度要介護者 6ヶ月以上介護：10万円 3ヶ月以上介護：4万円 軽度要介護者 6ヶ月以上介護：4万円 3ヶ月以上介護：2万円	住民課
家族介護者交流（元気回復）事業	在宅で高齢者を介護している家族等が、介護から一時的に開放され、日帰り旅行、施設見学、イベント見学や、介護者相互の交流会を行いリフレッシュを図る	要介護1～5の方を在宅で介護している家族等	1人当たり上限20,000円	住民課
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊高齢者の位置確認ができるシステムの利用に対して補助	徘徊高齢者を介護している家族	初期加入料（全額）と月額利用料（1/2）	住民課
タクシー利用料金助成事業	高齢者等の交通弱者の交通手段を確保するとともに経済的負担の軽減を図ることを目的とし、タクシーを利用する際の料金の一部を助成する	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度において75歳以上である方 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 運転免許証を自主返納した方 	対象者1人48,000円/年度のタクシー券を1/10の価格で購入できる。また、運転免許証自主返納者には、返納してから5年間に限り毎年度12,000円分のタクシー券を無料で配布	住民課
高齢者等の生活支援事業	地域の実情に応じて、要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し外出支援サービス等の事業を提供	<ul style="list-style-type: none"> 外出支援サービス（医療機関等への送迎） 買い物支援サービス（近隣町の生鮮食品売り場までの送迎） 	外出支援サービス自己負担500円～ 買い物支援サービス自己負担100円～	住民課

【農業・林業】

事業名	内容	対象	補助率等	所管
圃場整備事業	客土、暗渠敷設等、圃場整備に要した経費について補助	南相木村に住所を有し、農業を営む方	事業費の税抜き価格1/3（上限70万円）	振興課
産業振興資金利子補給事業	産業の振興に必要な資金の利子を補給	南相木村において農業、林業、工業、商業のいずれかを自営し、この資金を必要とするものとする	貸出利率の1/10は借入者負担 灌漑施設・災害復興資金等は5/100 後継者住宅新築改造資金は4/100 ※審議会にて決定	振興課
鳥獣害防止柵設置事業	有害鳥獣対策として柵を設置することに要した経費を補助	村内において、農作物の栽培を行っている方	設置経費の9/10	振興課
農業用廃プラ処理の助成	回収袋、農業空容器、マルチ等の処分費用を助成	南相木村に住所を有し、農業を営む方	処理費用のうち税抜き価格	振興課
価格安定資金	市場価格が低迷した場合に価格補償	J A 経由で出荷した農業者	運営審議会にて決定	振興課
野菜・花卉新技術開発	新品種や新たな資材・肥料等の試験	南相木村に住所を有し、農業を営む方	J A の要望により決定	振興課
野菜、花卉、園芸施設補助事業	ビニールハウス等設置の資材費の補助	南相木村に住所を有し、農業を営む方	購入価格の1/3（上限70万円）	振興課

事業名	内容	対象	補助率等	所管
灌水機購入補助事業	灌水機の購入に要した経費の補助	南相木村に住所を有し、農業を営む方	購入価格の1/3	振興課
緑肥種子購入補助事業	緑肥種子購入に対する補助	南相木村に住所を有し、農業を営む方	購入価格の1/3	振興課
有害鳥獣防除用品購入補助事業	有害鳥獣防除用品、電気柵を設置することに要した経費の補助	南相木村に住所を有し、農業を営む方	購入価格の1/3	振興課
農地賃貸借補助事業	農地の賃借料の経費に対する補助	次の要件のいずれにも該当する方 ①南相木村に住所を有し、村内に居住している方 ②農地法（昭和27年法律第229号）に基づき5年以上の農地賃貸借契約を締結した方 ③認定農業者又は新規就農者で就農後2年以内に申請した方 ④過去に本事業による補助金を受けたことがない方	賃借料の1/2 ※就農して2年間	振興課
そば生産補助金	そばの生産に対する助成	南相木村内においてそば生産組合を通してそばを生産した方	10aあたり 15,000円	振興課
トラクター貸し出し	農地の耕起等を行う場合にトラクター（サイズ2種類）を貸し出し	次の要件に該当する方 ①村内に住所を有する方 ②村内で農作物等の栽培又は農地及びその周辺の環境保全に係る作業を実施する方 ③農業機械を操作する資格がある方又は安全かつ適正に操作できる方	2,500円/10a自己負担有り ※燃料を満タンにして返却	振興課
農業近代化資金利子補助事業	農業近代化施設を設置する為に借り入れる資金を補助	南相木村に住所を有し、農業を営む方	年2%以内の利子補助	振興課
農作物病害虫防除事業	土壌消毒剤購入に要した経費（消費税は含まない）を補助	南相木村に住所を有し、農業を営む方	事業費の1/10	振興課

事業名	内容	対象	補助率等	所管
農業経営基盤強化資金補助事業	認定農業者が効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、農業経営基盤強化資金の借入れを補助	南相木村に住所を有し、農業を営む方	年1.25%以内	振興課
収入保険制度支援対策事業	農業経営の安定、継続的な地域農業の発展を図るため、収入保険の事務手数料を補助	南相木村に住所を有し、農業を営む方 全国農業共済組合連合会の収入保険に加入された方	補助対象者が負担する前年度事務手数料の10/10以内の額 補助金交付は、2回を上限とする	振興課
松茸山手入事業	森林組合又は直接森林組合作業班等が実施した経費	南相木村に住所を有し、林業を営む方	事業費の1/2（上限6万円）	振興課
後継者育成事業	農林業の後継者が受けた経営技術指導等に要した経費を補助	南相木村に住所を有し、農業を営む方	村長が定めた額	振興課
こさ木伐採補助事業	畑周辺のこさ木伐採に要した経費（消費税は含まない）を補助	南相木村に住所を有し、農林業を営む方	事業費の1/3	振興課
間伐事業補助金	間伐事業に要した経費に対する補助	村内に山林を所有し、当村で事業を行う方	長野県標準経費の1/10以内	振興課
木材生産奨励補助金	間伐事業により生産された木材に対し補助	村内に山林を所有し、当村で事業を行う方	1㎡あたり 200円	振興課
造林保育補助事業	地拵え、植栽、下刈り、除伐に要した経費を補助	南相木村長期育成循環施業協定締結者	<ul style="list-style-type: none"> 地拵え、植栽：長野県標準経費の15/100以内（1,000円未満切り捨て） 下刈り、除伐：長野県標準経費の30/100以内（1,000円未満切り捨て） 	振興課

【移 住】

事業名	内 容	対 象	補助率等	所 管
空き家改修費等補助金	空き家の改修と家財道具等の処分に要する費用の一部を助成	南相木村空き家バンクに登録されている空き家の所有者・利用者	①改修： 南相木村建設工業会又は村内業者が行う改修工事に係る費用の1/2（限度額50万円） ※令和3年度～令和7年度に限り限度額100万円 ②家財道具等処分： 家財道具等の処分に係る費用（運搬費含む）の1/2（限度額50万円） ※実施前に要申請	総務課
移住支援金	移住に対する経済的支援を行い、定住人口の増加を図る	平成31年1月1日以後に移住（転入）し、住民登録後継続して3年以上居住することを誓約できる方（18歳以下を除く）。 ※ただし、以下の方を除く。 ①出産、転勤その他の事由により一時的に住民登録する ②転入前の市区町村税を滞納している ③生活保護による公的扶助を受けている ④公務員である ⑤暴力団員等である	①18歳以下の者を扶養し同居する世帯：一律10万円 ②上記以外の世帯：一律5万円 ※転入から概ね2か月以内に要申請	総務課
定住促進給付金	働く若年層の経済的負担を軽減し、定住人口の増加を図る	南相木村に住民登録（現に居住）し就業している、19歳～32歳の方（申請時点）	月額 5,000円/人を5年間まで給付 ※毎年度末に要申請	総務課
UIターン就業・創業支援事業補助金	大都市圏から移住し、起業または県内登録企業に就業した場合に補助金を交付	次の2つの要件を満たす移住者に対し、移住費用の一部を助成 ①移住元要件：住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、雇用保険の被保険者として就労した方（大学等へ通学していた場合は、5年間の就労期間に通学期間を通算できる） ②移住先要件：就業先が、移住支援金の対象として長野県が開設・運営するマッチングサイトに掲載している求人に応募して採用された方、テレワーカー、専門人材、関係人口でマッチングサイト掲載可能企業や職場いきいきカンパニー企業へ就職した方	①単身世帯：上限60万円 ②2人以上世帯：上限100万円 さらに18歳未満の世帯員1名につき100万円を追加で給付	総務課
親子留学保護者交通費補助金	親子留学制度を利用している保護者に対し、同月2回まで来村時の交通費を補助	親子留学で南相木村に住所を有する児童の保護者	保護者が県外から来村の場合15,000円/回 保護者が県内から来村の場合10,000円/回	教育委員会



南相木村 補助事業一覧

令和7年3月

編集：南相木村役場 総務課

〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村3525番地1

TEL：0267-78-2121 / FAX：0267-78-2139

E-mail：soumu@vill.minamiaiki.nagano.jp

©東京ハイジ / 南相木村